

## 福井市イメージロゴ「福いいネ！」の一般利用に関する事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、「福井市イメージロゴ『福いいネ!』(以下「ロゴ」という。)」の幅広く活発な利用を推進するために必要な事項を定め、もって福井市(以下「市」という。)の認知度やイメージ等の向上に寄与することを目的とする。

### (権利)

第2条 ロゴに関する一切の権利は、市に属する。

### (デザイン及び利用方法)

第3条 ロゴは、親指を模したイラスト部分、タグライン、キャッチフレーズ及び市名の各要素で構成する。

- 2 ロゴの形状、色、表示サイズその他のデザインに関する具体的事項は、福井市イメージロゴデザインマニュアル(以下「マニュアル」という。)の定めるところによる。
- 3 前2項の規定に関わらず、第1条に定める目的に合致する場合には、ロゴのイメージを損なわない範囲においてロゴの構成要素を省略し、又はロゴの色及び表示サイズを変更することができる。
- 4 前項の規定により省略又は変更をすることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 立体の制作物又は衣類など、制作物の性質・形状等に制約があるとき
- (2) 市民活動、地域活動、文化活動又は教育活動など、非営利かつ公益的な目的に用いるとき
- (3) 前号に該当しないものの、私的な複製又は二次創作に用いるとき
- (4) 本要領における許諾に際して市が特に許可したとき

### (利用の手続)

第4条 ロゴを利用した商品を不特定多数の者に販売しようとする者は、当該商品へのロゴの利用について市の許諾を受けなければならない。

- 2 前項の許諾を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市に利用申請書(別記様式第1号)を提出しなければならない。

### (利用の制限)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、ロゴを利用することができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

(4)政党又は宗教団体を支援し、又は支援するおそれがある者

(利用の許諾)

第6条 市は、利用申請書を審査し、第1条に定める目的に合致すると認めるときは、ロゴの利用の許諾（以下「利用許諾」という。）をすることができる。この場合において、市は、必要があると認めるときは、ロゴの利用内容その他の事項について条件を付すことができる。

2 市は、利用許諾を行ったときは、当該許諾について申請者に通知するものとする。

(利用許諾の制限)

第7条 市は、前条の規定にかかわらず、ロゴの利用が次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合は、利用を許諾しない。

(1) ロゴのイメージを損なうもの

(2) 法令及び公序良俗に反するもの

(3) 市の信用、品位及び利益を害するもの

(4) 第三者の利益を害するもの

(5) ロゴの利用によって誤認又は混同を生じさせるもの

(6) 特定の個人、団体（市を除く。）又は商品等を支援若しくは推薦するもの。ただし、第1条に規定する目的に特に寄与すると認められる場合は、この限りでない。

(7) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現するもの

(8) その他ロゴの利用が不適當と認められるもの

(利用料)

第8条 ロゴの利用は、無料とする。

(利用上の遵守事項)

第9条 利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、ロゴの利用に関して次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許諾された利用内容のみに利用をすること。

(2) 市の求めに応じ、当該利用に係る物件についての利用内容が分かる完成品又は写真等の資料を提出すること。

(3) 第6条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(4) 当該利用に係る物件の配布、販売、宣伝及び広告等に際して、原則、著作権者（「©2020 福井市」又は「©2020 fukui city」）を明示すること。

(許諾内容の変更等)

第10条 利用者は、許諾内容を変更しようとする場合は、再度申請し、利用許諾を受けなければならない。

(許諾の取消し等)

第11条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許諾を取り消すことができる。

(1) 利用者がこの要領に違反したとき。

(2) 利用者が第6条の利用許諾に付した条件に違反したとき。

- (3) 申請書に虚偽があることが判明したとき。
  - (4) 第5条及び第7条に掲げる条件のいずれかに該当するに至ったとき。
  - (5) その他利用許諾の継続が不相当であると認められたとき。
- 2 市は、前項の規定により利用許諾を取り消した場合には、利用許諾取消通知書（様式第6号）を利用者に対して送付する。
- 3 利用者は、市が利用許諾を取り消した日からロゴを利用することができない。
- 4 市は、利用許諾を取り消したときは、利用者に対し、当該利用に係る物件の回収その他必要と認める措置を請求することができる。
- 5 市は、前3項の規定による利用許諾の取消その他の措置により利用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。
- 6 市は、前項までに規定する取消し等に際して、ロゴの利用状況等について調査し、又は利用者に報告させることができる。

（独占等の禁止）

第12条 この要領による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど独占してロゴを利用する権利を付与し、又は利用者及び利用に係る物件について推奨するものではない。

（経費等の負担）

第13条 市は、この要領による利用許諾の申請に要した費用並びに利用の実施に係る経費及び役務を負担しない。

（損害等に対する責任）

第14条 市は、ロゴの利用を許諾したことに起因する損害等について、一切の責任を負わない。

- 2 利用者は、当該利用に起因して第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負う。
- 3 利用者は、ロゴの利用に関して市に損害を与えた場合は、当該損害について市に賠償又は補償しなければならない。

（情報の公開）

第15条 市は、ロゴの利用促進を図る観点から、利用許諾の状況等について情報を公開することができる。

（その他）

第16条 この要領に定めるもののほか、ロゴの利用に関し必要な事項は市が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年7月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月 7日から施行する。